

# 知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会の設置について

平成29年12月22日

知的財産戦略本部決定

1. 知的財産戦略本部令（平成15年政令第45号）第2条の規定に基づき、知的財産推進計画に係る重要課題の調査のため、以下の専門調査会を平成29年12月22日をもって設置する。
  - ・知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会  
2025年～2030年頃を見据え、中長期の社会・経済の変化に対応する今後の知財システムの在り方に関する調査・検討を行う。
2. 専門調査会は、必要があると認める時は、参考人を招いて意見を聞くことができる。
3. 専門調査会は、必要があると認める時は、ワーキンググループを置くことができる。
4. 専門調査会の委員の任期は、任命又は指名の日から2年以内とする。ただし、再任又は再指名を妨げない。
5. 専門調査会の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣府知的財産戦略推進事務局において処理する。
6. 前各号に定めるもののほか、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は、専門調査会において定める。